

令和5年度「令和の熊野詣」推進事業に関する業務委託仕様書

1. 委託業務の名称

令和5年度「令和の熊野詣」推進事業に関する業務

2. 事業趣旨

本事業は、来年度迎える紀伊山地の霊場と参詣道世界遺産登録20周年に向けた機運醸成として、熊野詣出立の地である京都で出立式を行い、「令和の熊野詣」と称して、語り部の案内のもと熊野古道（紀伊路及び中辺路）を歩き、その様子を各種メディア等を活用して広く発信することで、熊野古道の文化的価値や魅力を改めて発信し、熊野古道への理解向上及び本県への誘客促進を図ることを目的に実施する。

3. 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

4. 業務内容

(1) 出立式（出立儀式及び出立ウォーク）等開催に係る業務

<出立式（出立儀式及び出立ウォーク）等の概要>

熊野詣出立の地である城南宮（京都市）において、かつて行われていた「熊野御幸」を再現した方法で、時代衣装を着用した「令和の御幸記隊（仮称）」（14名予定）と白装束を着用した一般参加者（40名程度）による出立儀式及び出立ウォークを行い、その後、一般参加者は水上船（屋形船）による淀川くだり（枚方市～天満八軒家）を行う。

<業務内容>

①計画策定・準備

出立式（出立儀式及び出立ウォーク）及び淀川くだりの一連の旅行の計画を策定すること。

出立儀式においては、県、城南宮、出立儀式の出演者（令和の御幸記隊（仮称））、その他関係者と調整し、準備を行う。出立儀式の出演者は以下を予定しており、このうち「女院役」について受託者側にて提案・手配を行うこと（女院役以外の出演者については県で調整を行う）。

《出立儀式の出演者（令和の御幸記隊（仮称））》

陰陽師1名、庁官（陰陽師補佐役）1名、公卿2名、北面の武士2名、唐櫃所役2名、先達山伏3名、上皇1名、女院1名、典儀（司会）1名の計14名

また、バス（45人乗り1台）及び水上船（屋形船1隻）を手配すること。
バス・水上船代の費用の一部として、5,000円程度は一般参加者から徴収

してもよいこととする（徴収した額は委託費対象外）。

②出立式（出立儀式及び出立ウォーク）等の当日運営

ア）出立儀式及び出立ウォーク（城南宮及びその周辺）

会場設営及び参加者の受付を行い、出立式の進行を行う。

この際、司会を1名配置する。

また、必要な資料（式次第や解説資料等）を作成し、(4) ①の記念品とともに参加者に配布する。一般参加者には(4) ②で作成・購入した白装束を貸与し、着用してもらう。

《次第（予定）》 ※詳細は協議の上確定。

*代表者挨拶

*出立儀式：時代衣装を着用した「令和の御幸記録（仮称）」による、熊野御幸記を復元した式（陰陽師によるお祓い、山伏による先達等）。一般参加者は観覧。

*出立ウォーク：「令和の御幸記録（仮称）」と一般参加者（40名程度）が城南宮周辺（城南宮～鴨川（約1km）を予定）をウォーク。

イ）淀川くだり（枚方市～天満八軒家）

一般参加者は、枚方船着場（枚方市）まで貸切バスで移動し、枚方船着場から天満八軒家まで水上船（屋形船）による淀川くだり（約120分）を行う。水上船では淀川くだりのガイドを1名手配し、受託者から1名以上が添乗すること。

一般参加者の昼食の手配をすること。この際の昼食代は参加者負担とする（委託費対象外）。なお、城南宮施設内での昼食はできない（スタッフを除く）。

催事終了後、白装束を回収し、クリーニングを行うこと。

(2) 熊野古道リレーウォークに係る業務

熊野古道を通して歩くリレーウォークの計画（令和5、6年度分）を策定した上で、令和5年度分のリレーウォーク実施を行う。

＜業務内容の詳細＞

①計画策定・準備

大阪府天満から和歌山県熊野エリアまでの熊野古道において、令和5年12月～令和6年10月頃までの間、通して歩くコースの計画を策定する。各コース毎に見どころ等を解説する資料（A4サイズ1枚程度を想定）を作成する。

なお、計画策定の要件は以下のとおり。

《要件》

- ・令和5年度は大阪（天満）をスタートし、紀伊路（概ね日高エリア）までで8コース程度、令和6年度は紀伊路（概ね田辺エリア）～中辺路（熊野

- 三山含む) で10コース程度とし、原則日帰りとする。
- ・現地集合・現地解散とするが、到着地点から出発地点への帰還において交通の便がない場合はバス等交通手段の手配を行う。この際の必要経費(貸切バス代等)は参加者から徴収してもよいこととする(委託費対象外)。
 - ・参加者のうち希望者に対しては、宿泊場所の設定を行い、案内を行う。この際の宿泊代は、参加者負担とする。(募集案内チラシやウェブサイトにも宿泊希望有無等の項目を掲載する。)
 - ・各回参加者は100名を目標とする。
 - ・各回において、参加者20名につき1名程度の「語り部」を配置する。「語り部」は原則現地の団体に依頼し、語り部への謝礼は直接、受託者が支払うこと。
 - ・参加者については、日帰り旅行保険に加入するとともに、ウォーク中の安全管理を行うこと。
 - ・昔の熊野詣を再現するため、参加者に「白装束」を着用してもらうこと。白装束については、受託者が100着用意し、参加者に貸与する。使用後はクリーニングを行うこと。
 - ・参加費用(保険代・語り部代・白装束貸与等にかかる実費分)として1,500円程度を参加者から徴収する(委託費対象外)。
 - ・天満からのウォーク(第1回目)の他、期間中に2回程度、山伏(3名程度)による先達を行うこと。その際、山伏への謝礼は直接、受託者が支払うこと。
 - ・昼食については、希望者には弁当の手配を行うこと。弁当は、地元事業者から手配すること。この際の弁当代は、参加者負担とする(委託費対象外)。
 - ・各コースの地域において、おもてなし(ふるまい等)を行うよう地元団体等と調整すること。地域から希望があれば各地域毎に20,000円程度の支援を行うこと。

以上の要件を踏まえ、コース計画策定の方針・実施体制・スケジュールについて提案すること。

②令和5年度分のリレーウォークの実施

①で策定した計画のうちの令和5年度分を実施する。業務内容は以下のとおりとする。

ア) 参加者への連絡業務

申込みの受付や当日の案内文作成・発送、荒天時等の際の連絡を行う。

イ) 参加者の保険加入

参加者の保険加入の手続きを行う。

ウ) 会場手配、会場準備

受付会場の借り上げ又は必要な設備等の設置を行い、当日配付資料(各コース毎のパンフレット、記念品)の準備を行う。

エ) 語り部の手配・山伏の手配

語り部及び山伏の手配を行う。

オ) 開催当日の運營業務

当日の受付対応、会場整理、歩行中の安全管理(救急セット、AED

の手配、エスケイプルートの設定等)、危険箇所等での誘導等を行う。

(3) 参加者募集・情報発信に係る業務

出立式及びリレーウォークにおいて、参加者を募集するとともに、当日、取材してもらえるよう各種メディアに取材依頼すること。

また、催事の様子について、動画及び写真で記録し、ダイジェスト版を作成するとともに、それらを用いてメディア・SNS等を介して広く発信すること。

<業務内容の詳細>

①事業の告知及び参加者募集

出立式及びリレーウォークにおいて、チラシ・ポスターを作成するとともに、参加申し込み用のウェブサイトの構築・掲載、各種メディアを通して告知し、広く参加者を募集すること。

・チラシ A4サイズ、両面、カラー、5,000部

・ポスター A1サイズ、カラー、100部

※チラシは、指定数毎に小包で分封し、県に納品する。

②当日のメディアの招致

出立式及びリレーウォークにおいて、県内外のメディアに呼びかけ、当日の様子を発信できるようにすること。当日取材に訪れるメディアを事前に一覧にまとめて、県に報告すること。

③情報発信

出立式及びリレーウォークの様子を動画や写真で記録し、熊野詣や世界遺産登録20周年の内容も加えてダイジェスト版を作成し、事業期間中に1回以上、全国向けに発信すること。当該動画は、YouTube動画として県インターネット放送局でも公開できる仕様にする。

メディア毎に発信内容・効果について具体的に示すこと。

・テレビ等の場合：番組名、放送時間、番組構成（Web動画配信含む）、情報到達予測世帯数（視聴エリア内世帯×番組平均視聴率）

・新聞・雑誌の場合：誌面構成（Web記事掲載含む）、発行部数及び地域

上記以外にも、SNS等の効果的と考える情報発信の手法があれば積極的に提案すること。

(4) その他共通業務

①記念品の作成

記念品（木札・ピンバッジ等300円程度のものを想定）を1,000個作成

し、参加者に配布すること。

②白装束の購入及び管理

「熊野詣」という文字を背中側に入れた白装束（上着のみ）を100着作成（準備）するとともに、出立式やリレーウォーク参加者に貸与し、使用ごとにクリーニングを行うこと。事業終了後は県に納品すること。

5. 対象経費

委託費に含まれる経費として以下を見込んでおくこと。

なお、参加者から参加費用として徴収する額については、経費から差し引いて積算すること。

(1) 出立式開催に係る経費

城南宮の場所借り上げ代（300,000円程度）、令和の御幸記隊（仮称）衣装レンタル代（650,000円程度）、出演者（女院役除く）への謝金（200,000円程度）、出演者（女院役）への謝金、出演者への茶菓費、司会費用、会場設営費、バス借り上げ代、水上船借り上げ代、その他

(2) 熊野古道リレーウォークにかかる経費

当日の安全管理にかかる費用、語り部・先達の山伏への謝金、おもてなし支援にかかる費用（20,000円×8回程度）、その他

(3) 参加者募集・情報発信に係る経費

参加者募集に係る経費（印刷費・広告費等）、記録作成・情報発信に係る費用、その他

(4) その他共通業務に係る経費

記念品作成に係る費用、白装束購入・管理に係る費用、その他

(5) 実績報告書作成経費

(6) 上記作業に係る人件費及び交通費

6. 成果物

以下について、データで納品を行うこと。

(1) 実施報告書（PDF及びワード、エクセル）

(2) 記録類（写真（jpeg等）、動画）

上記成果物の内容を保存した電子媒体1式（HDD及びDVD）

7. 著作権等

(1) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む）、所有権等その他の一切の権利は県に帰属するものとし、県は本業務の成果品を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた

受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、県は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

- (2) 受託者は、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。
- (3) 成果物は、県が自由に二次使用（再編集を含む印刷物の制作等）できるものとする。なお、4.に係る成果物については、受託者においても、必要に応じて二次使用ができるものとする。

8. その他留意事項

- (1) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。
- (2) 本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、県と協議を行い決定するものとする。